

平成23年第4回玉名市農業委員会総会議事録

平成23年4月28日(木)午後2時 玉名市福祉センターB会議室
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	寺田 誠一	2番	東 令佐	3番	西川 英文	4番	三原 一男
5番	星野 泉	6番	永田 知博	7番	島村 隆雄	10番	坂西 孝之
11番	嶋田 清人	12番	本田多美子	13番	丸山 近信	14番	田尻 敏夫
15番	西木 美津子	16番	河野 征史	17番	取本 一則	18番	粟田 稔
19番	田上 一	20番	原口 邦弘	21番	堀本 義寛	22番	小路 修三
24番	吉田 道子	25番	柴原 豊	26番	松下 善伸	27番	杉本 征子
28番	松村 毅一	29番	小澤 一成	30番	中尾 新一	31番	塚本眞由美
32番	田中 正司	33番	岡本 大助	34番	早高 義徳	35番	平野 和昭
36番	藤川 賢一	37番	石本 和成	38番	小田 募		

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである

8番 坂本 正治 9番 奥村 隆一 23番 木村 勝

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0 名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 永井 正治 次長 西村 則義 主査 西山 美和 主任 宮田 正文
主任 清田 静香

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0 名

議 題

- 第20号 農地の所有権移転許可申請について(3条許可分)
- 第21号 農地の賃借権設定許可申請について(3条許可分)
- 第22号 農地の使用貸借権設定許可申請について(3条許可分)
- 第23号 農地の転用許可申請について(4条許可分)
- 第24号 農地の転用許可申請について(5条許可分)
- 第25号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第10号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について(18条)

第11号 農地の形状変更届について

第12号 許可書返納届について

1. 開 会

事務局次長（西村則義君） 皆さんこんにちは。定刻になりましたので、第4回農業委員会総会を開催します。

現在の出席委員さんは38名のうち、坂本委員と奥村委員と木村委員から欠席の届け出がありまして、35名の出席でございます。玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会議は成立しております。

- - - - -

2. 会長挨拶

事務局次長（西村則義君） ただいまから、平成23年第4回の玉名市農業委員会総会を開会いたします。

まず、寺田会長よりご挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条により議長をお願いし進行をお願いします。

会長（寺田誠一君） 皆さんこんにちは。本日は大変お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございました。

- - - - -

3. 議事録署名委員指名

会長（寺田誠一君） 本日の議案は、議第20号より議第25号までの123件と、報告38件が提案されております。慎重なる審議よろしくお願いいたします。

本日の議事録署名委員は、坂西委員と嶋田委員をお願いいたします。

- - - - -

4. 議 事

議長（寺田誠一君） それでは、議事に入ります。議第20号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局次長（西村則義君） それでは、説明をいたします。

議第20号の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成23年4月28日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、寺田の申請人で、申請物件が、向津留の田1,292㎡、申請理由が経営縮小と規模拡大です。

2番、広島県の福山市と岱明町の申請人で、申請物件が、岱明町の畑1,153㎡、申請理由が生活資金充当と規模拡大です。

3番、岱明町の申請人です。岱明町の田、他畑が1筆、田が他に5筆です、計の8,224㎡。子どもへの一括贈与です。

4番、天水町の申請人で、天水町の畑968㎡、申請理由が子への贈与です。

5番、岱明町の申請人で、岱明町の田564㎡、他1筆、計の1,133㎡、労力不足と規模拡大での申請です。

6番、岱明町の申請人で、岱明町の畑1筆、379㎡、労力不足と規模拡大です。

以上、6件、計の1万3,149㎡を提案いたしております。農地法第3条第2項の各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労力、技術、地域との関係などについても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたしました。よろしくご審議願います。

議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。

1番、お願いします。

11番（嶋田清人君） 1番、譲渡人は規模縮小、譲受人は規模拡大ということで、許可相当と判断いたします。

議長（寺田誠一君） はい、次、2番、お願いします。

18番（栗田 稔君） 2番の項目に関しましては、事務局提案どおり問題ないと判断し、許可の範囲とします。以上です。

議長（寺田誠一君） はい、次3番、お願いします。

20番（原口邦弘君） 譲渡人、譲受人は、親子の関係になります。子への一括贈与ということで、何も問題はありません。許可相当と認めます。

議長（寺田誠一君） 次、4番、お願いします。

32番（田中正司君） これもですね、子どもへの一括贈与ということでございます。何も問題ないようです。許可相当と思います。

議長（寺田誠一君） はい次、5番、お願いします。

19番（田上 一君） 事務局の説明のとおり、譲渡人は労力不足のためなどで、規模拡大のための譲受ですから、何ら心配する事態はないと思います。

議長（寺田誠一君） はい次、6番、お願いします。

18番（栗田 稔君） 譲受人の方は現在農業の方を頑張っておられます。労力不足と規模拡大ということで、問題はなしと判断いたしました。

以上です。

議長（寺田誠一君） はい、ただいま6番までの説明を、それぞれの委員からご説明が終わりました。これにつきまして、それぞれ皆さん方のご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（なしの声）

議長（寺田誠一君） 異議はないでしょうか。

(異議なしの声)

議長(寺田誠一君) 他に異議はないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

議長(寺田誠一君) はい、ありがとうございました。

議第20号は許可することに決定をいたしました。

次に、議第21号、農地法第3条農地の賃貸借権設定許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局次長(西村則義君) 議第21号、農地の賃貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成23年4月28日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、石貫と三ツ川の申請人で、申請物件が石貫の田1,002㎡、労力不足と規模拡大の申請です。契約期間が平成23年5月1日からの5年間です。

2番、岱明町の申請人で、岱明町の田、計の5筆で4,037㎡、労力不足と規模拡大での申請です。契約期間は平成23年5月1日からの10年間です。

3番、津留の申請人で、津留の田688㎡、他2筆、計の1,210㎡、労力不足と規模拡大での申請で、平成23年5月1日から5年間の契約です。

4番、天水町の申請人で、天水町の田2,009㎡で、労力不足と規模拡大です。契約期間は平成23年5月1日から3年間です。

5番、津留の申請人で、津留の田1,651㎡、労力不足と規模拡大での申請で、契約期間は平成23年5月1日から5年間です。

6番、玉名の申請人で、玉名の田が6筆、計の5,251㎡、経営縮小と規模拡大での申請です。契約期間が平成23年5月1日から5年間です。

7番、岱明町の申請人で、岱明町の田、1筆1,012㎡、労力不足と相手方の要望で、契約期間は平成23年5月1日から5年間です。

8番、岱明町の申請人で、岱明町の田、1筆で982㎡、労力不足と相手方の要望で、平成23年5月1日から5年間の契約です。

9番、富尾と玉名の申請人で、富尾の田、1筆で2,039㎡、労力不足と規模拡大です。契約期間は平成23年5月1日から5年間です。

10番、天水町の申請人で、天水町の田、2筆、計の2,321㎡、労力不足と規模拡大です。平成23年5月1日から5年間の契約です。

11番、小野尻の申請人で、小野尻の田、1筆で2,524㎡、労力不足と規模拡大での申請で、平成23年5月1日から5年間の契約です。

12番、石貫の申請人で、石貫の田が2筆、計の2,882㎡、経営縮小と規模拡大での申請で、平成23年5月1日から3年間の契約です。

13番、岱明町の申請人で、岱明町の田が4筆、計の1万695㎡、労力不足と相手方の要望で、平成23年5月1日から5年間の契約です。

14番、大浜町と玉東町の申請人で、大浜町の畑、1万9,999㎡、経営縮小と規模拡大、契約期間が平成23年5月1日から5年間の契約です。

15番、下と寺田の申請人で、下の田が2筆、計の2,765㎡、労力不足と相手方の要望です。平成23年5月1日から5年間の契約です。

16番、岱明町の申請人で、岱明町の田、1,795㎡、労力不足と相手方の要望、平成23年5月1日から5年間の契約です。

17番、川島の申請人で、川島の田が3筆、計の3,413㎡、労力不足と規模拡大、平成23年5月1日から5年間の契約です。

18番、岱明町の申請人で、岱明町の田が2筆、計の2,145㎡、労力不足と相手方の要望、平成23年5月1日から5年間の契約です。

19番、大浜町と岱明町の申請人で、大浜町の畑1万65㎡、労力不足と規模拡大です。平成23年5月1日から5年間の契約です。

20番、天水町の申請人で、天水町の畑3筆で、計の3,400㎡、農業者年金受給と規模拡大です。平成23年5月1日から10年間の契約です。

21番、伊倉と岱明町の申請人で、大浜町の田5,993㎡、相手方の要望と規模拡大です。平成23年5月1日から5年間の契約です。

22番、北牟田と小野尻の申請人で、北牟田の田が2筆、計の9,683㎡、労力不足と規模拡大です。平成23年5月1日から5年間の契約です。

23番、石貫の申請人で、石貫の田が4筆、計の5,490㎡、労力不足と規模拡大です。平成23年4月28日から3年間の契約です。

24番、岱明町の申請人で、岱明町の田529㎡、労力不足と相手方の要望で、平成23年5月1日から5年間の契約です。

25番、滑石の申請人で、滑石の田961㎡、経営縮小と規模拡大です。平成23年5月1日から10年間の契約です。

以上、25件、計の10万3,853㎡を提案いたしております。農地法第3条第2項の各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること。機械、労力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと。下限面積要件も超えていることから、許可要件のすべて満たしていると判断し提案いたしました。よろしくご審議願います。

議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。受付番号1番より順に担当委員の説明を

お願いいたします。あらかじめ、皆様方にちょっと触れておきますが、今回、この事件につきまして、かなりの数があがってきております。その背景になるものは何だろうかということ、ちょっと事務局にお尋ねをいたしましたところ、米の所得というか、米の所得補償制度が改めて取り入れて、今まで闇小作で耕作されていたものが表に出てきたということで、今後も、また来月もこれが出てくる可能性があるということをお断りしておいて、それぞれご説明いただきたいと思います。

まず、1番お願いします。

17番（取本一則君） 貸人につきましては、女性2人の家庭でございます、労力不足ということでございます。借人につきましては、前回は規模拡大ということで出されております。何ら経営内容につきましても何ら問題もないと判断いたしました。

以上でございます。

議長（寺田誠一君） 次、2番お願いします。

22番（小路修三君） これは、叔父、甥の関係でございます、叔父も81歳と年齢も取っておりますので、何ら問題ないと思います。許可相当と思います。

議長（寺田誠一君） 次、3番お願いします。

13番（丸山近信君） 3番と4番、5番について説明します。貸人はともに労力不足ということです。借人は定年後、規模拡大ということで、許可相当と判断します。

議長（寺田誠一君） 3、4、5ですか。

13番（丸山近信君） 3、5です。

議長（寺田誠一君） 3と5ですね。

13番（丸山近信君） はい、3と5です。

議長（寺田誠一君） 次、4番、お願いします。

31番（塚本眞由美君） 貸人は労力不足と、借人は規模拡大ということで、貸し人の方はちょっと奥さんが病気されて、借人の方はですね、高齢ですけど、まだ南瓜の苗木もされとりますので、許可相当と判断いたしました。

以上です。

議長（寺田誠一君） 次、6番お願いします。

15番（西木美津子君） 貸人が経営縮小と借人が規模拡大で、そして5年間の契約です。許可相当と判断いたしました。

以上です。

議長（寺田誠一君） 次、7番お願いします。

2番（東 令佐君） 貸人は労力不足、借人は相手方の要望ということで、何も問題

はございません。

議長（寺田誠一君） 8番、お願いします。

2番（東 令佐君） 貸人は労力不足、借人は相手方の要望ということで、何ら問題はございません。

議長（寺田誠一君） はい、次、9番お願いします。

15番（西木美津子君） 貸人の労力不足と借人の規模拡大で許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（寺田誠一君） 10番、お願いします。

31番（塚本眞由美君） これもですね、貸人、借人、労力不足と規模拡大で、許可相当と判断いたしました。

議長（寺田誠一君） 次、11番、お願いします。

6番（永田知博君） 11番についてご説明申し上げます。貸人は高齢のための労力不足と、借人は規模拡大中でございます。息子さんもおられますし、経営内容も非常にいいと思います。許可相当と判断いたしました。

議長（寺田誠一君） 次、12番お願いします。

17番（取本一則君） 貸人につきましては、旦那さんが亡くなられたこともあり、経営縮小ということでございます。借人につきましては、現在規模拡大をされており、何ら問題ないものと判断いたしました。

議長（寺田誠一君） 次、13番お願いします。

18番（栗田 稔君） 13番と18番を説明いたします。

従来の借人で、農業委員会を通じての貸借に設定変更ということで、問題はないと判断しました。今言われました戸別補償の問題が関連していると思います。

以上です。

議長（寺田誠一君） 次、14番お願いします。

7番（島村隆雄君） 貸人は経営縮小と、借人は規模拡大と、借人はたばこ農家でございます。許可相当と判断いたします。

議長（寺田誠一君） 次、15番お願いします。

11番（嶋田清人君） 貸人は労力不足と借人の相手方の要望ということで、許可相当と判断いたします。

議長（寺田誠一君） 次、16番お願いします。

24番（吉田道子君） 貸人の方は高齢ということで、労力不足ということ。借人の方が、農業に今前向きに頑張っておられますので、何も問題はないと思います。許可相当と判断いたしました。

議長（寺田誠一君） 次、17番お願いします。

6番（永田知博君） はい、17番についてご説明いたします。貸人は、相続人代表ということで、実際は勤めでございますが、労力不足、また受人の方は規模拡大を今一生懸命元気にやっておられまして、まだまだ元気バリバリだそうでございますので、これは許可相当と判断いたしました。

議長（寺田誠一君） 先ほど18番の説明は終わっておりますので、19番、お願いします。

2番（東 令佐君） 貸人は労力不足、借人は規模拡大ということで、何ら問題はございません。

議長（寺田誠一君） 次、20番お願いします。

33番（岡本大助君） 貸人は農業者年金受給、借人は規模拡大ということでございます。貸人におかれましては、子どもさんに農業者年金受給とともに経営を移譲されておりましたけれども、若くして亡くなられて、貸し人の方がもう高齢という、80歳でございますので、農業者年金を受給するために小作に。それと、13反余り残っておりますけれども、それが点々とありまして、小作とか売るとか、そういうふうなものできませんので、農業委員会の方に相談をされまして、もう高齢でもありますし、農業を辞めるとということで、1筆書いて出しておられます。そういうことでございますので、許可相当と判断いたしました。

議長（寺田誠一君） 次、21番お願いします。

19番（田上 一君） 貸人の相手方の要望、借人の規模拡大で、借人の方は、ますます規模拡大したいという気持ちでおられるので、何ら心配はないと思います。

議長（寺田誠一君） 次、22番お願いします。

6番（永田知博君） 22番についてご説明いたします。貸人は現在相当つくってはおりますけれども、ご主人ともども、ちょっと高齢のために規模縮小したいということでございました。借人は縁故関係にありまして、今お勤めではございますけれども、6反ばかり自作をやっておられます。また、小作に8反ほど出しておられまして、あと2年くらいで返ってくるということで、退職後は一生懸命農業に取り組むということでございました。倉庫を見てみますと、トラクターにしるコンバインにしる、非常に新品のバリバリしたやつを持っておられます。非常にこれは優良な農家を希望しておられます。ということで、許可相当と判断いたしました。

以上です。

議長（寺田誠一君） 次、23番お願いします。

17番（取本一則君） 借人につきましては、今規模拡大中でございまして、貸人の労力不足ということで、許可するのに相当と判断いたしました。

以上でございます。

議長（寺田誠一君） 次、24番お願いします。

18番（粟田 稔君） 事務局説明の方に、労力不足と相手方の要望ですということ
で、問題なしと判断いたしました。許可相当だろうと考えます。

以上です。

議長（寺田誠一君） 次、25番お願いします。

5番（星野 泉君） 貸人の方は、次の3条で出てきますけど、農業者年金受給のため
に貸されることで、借人は地元専業農家で許可相当と判断いたしました。

議長（寺田誠一君） 一応、担当委員の説明が終わりました。ご意見なり、あるいは
ご質問ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

31番（塚本眞由美君） 14番ですけど、2町ばかりありますけど、賃借料が5万
となっています。何をつくられていますか。

7番（島村隆雄君） タバコ農家です。

31番（塚本眞由美君） ああ、タバコ農家ですか。

7番（島村隆雄君） タバコを耕作中です。

31番（塚本眞由美君） はい、わかりました。

議長（寺田誠一君） よろしゅうございますか。

31番（塚本眞由美君） はい。

議長（寺田誠一君） 他にございませんか。

ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請について、原案どおり決定すること
に異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

議長（寺田誠一君） ありがとうございます。異議ないものと認め、議第21号は
許可することに決定いたしました。

次に、議第22号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議
題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局次長（西村則義君） 議第22号、農地の使用貸借権設定許可申請について。

農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可
するものとする。平成23年4月28日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、天水町の申請人で、伊倉と青野、天水町の農地、計11筆、1万1,071
m²、農業者年金受給のための申請です。平成23年5月1日から20年間の契約
です。これにつきましては、子どもさんが亡くなられたというようなことで、子
どもさんの配偶者への後継者の移行ということでございます。

2番、青野の申請人で、青野、田崎、中坂門田の農地22筆、1万9,255m²

の申請で、農業者年金受給のためでございます。平成23年4月28日から20年間の契約でございます。これは、2月の総会で許可があった物件でございます。2月の総会で、貸人の方が贈与を受けられたということで、子どもさんに貸すということでございます。

3番、天水町の申請人で、天水町の農地8筆、計の9,628㎡、農業者年金受給のため、平成23年5月1日から10年間の契約でございます。これにつきましても、子どもさんが亡くなられたというようなことで、子どもさんの配偶者へ後継者を変更するという申請でございます。

4番、岱明町の申請人で、岱明町の農地が2筆、2,115㎡、農業者年金受給のため、平成23年5月1日から10年間の契約です。

5番、滑石と岱明町の申請人で、滑石の農地が5筆、4,771㎡、農業者年金受給のためと経営拡張ということで申請で、平成23年5月1日から10年間の契約です。

6番、岱明町の申請人で、岱明町の農地が2筆、985㎡、農業者年金受給のため、平成23年5月1日から10年間の契約でございます。

以上、6件、4万7,825㎡を提案いたしております。農地法第3条第2項の各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること、機械、能力、労働力、技術、地域との関係などの点も問題ないこと。下限面積要件も超えていることから、許可要件のすべてを満たしていると判断し、提案をいたしました。よろしく審議願います。

議長（寺田誠一君） はい。説明が終わりましたが、受付番号1番より順次、担当委員からのご説明をお願いいたします。

1番、お願いします。

34番（早高義徳君） 貸人は長男が50歳代前半で亡くなりまして、事務局から説明のとおり後継者移行ということでございました。農業者年金受給というところがありますので、何ら問題ないと思います。

議長（寺田誠一君） 次、2番お願いします。

11番（嶋田清人君） 貸人と借人は親子関係でございます。農業者年金受給のための申請でございます。許可相当と判断いたします。

議長（寺田誠一君） 次、3番お願いします。

32番（田中正司君） これも農業者年金受給ですけれども、これも息子さんが亡くなられて、農地の変更ということでございまして、何も問題ないようです。

議長（寺田誠一君） 次、4番お願いします。

20番（原口邦弘君） 両者は親子関係です。農業者年金受給のための再設定でござ

います。何も問題はありません。

議長（寺田誠一君） 次、5番お願いします。

2番（東 令佐君） 両者は家族ぐるみの友人だそうでございます。貸人は農業者年金受給のため、借人は経営拡張ということで、問題はないと思います。以上です。

議長（寺田誠一君） 次、6番お願いします。

21番（堀本義寛君） 親子関係で、農業者年金受給のためで何ら問題ないと思います。許可相当と思います。

議長（寺田誠一君） 一応、説明が終わりました。この件につきまして、他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。他にご意見ございませんか。

（なしの声）

議長（寺田誠一君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

議長（寺田誠一君） ありがとうございます。異議がないものと認め、議第22号は許可することに決定いたしました。

続きまして、議第23号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局次長（西村則義君） 議第23号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成23年4月28日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、申請物件が、山田の畑88㎡、転用目的が宅地拡張でございますけれども、既に住居が建っております。今回の申請地が山田でございますけれども、隣接地を4条許可を得て、平成元年に住居を建設する際に、配置計画を変更したためはみ出していたということでございます。農地区分としましては、住宅の連関する区域に隣接する区域内に存在する農地ということで、第2種農地と判断しております。

以上、1件、88㎡をご提案申し上げます。申請内容を、農地規定の許可基準のすべての項目ごとに適合するか否かを審査いたしました結果、いずれも不都合ないものと判断しご提案いたしております。地元農業委員さんと同道の上現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（寺田誠一君） 本来ならば地元委員からの説明を求めるわけでございますけれども、これには始末書が添付されておりますので、まず、始末書の朗読を行った後、地元の説明をお願いいたします。どうぞ。

事務局（宮田正文君） 1番の案件について始末書朗読

議長（寺田誠一君） それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

3番（西川英文君） この案件は、始末書が出ていることで、安易に許可相当とは申し上げられませんが、現地を確認した中で感じたことを申し上げたいと思いますが。建物と高土手の間にある農地として、その利用価値は非常に低いものと判断いたしました。しかし、それをもってこれを正当化するものではありませんけれども、皆さん方委員の方々のご判断に委ねたいと思います。仮に許可されましても、あとは何ら工事を行うわけでもなく、現状のままの住宅として利用したいということでした。

議長（寺田誠一君） この件について、他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（なしの声）

議長（寺田誠一君） それでは、他にご意見ないようですので、採決に移ります。

農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定ということに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第23号は許可相当と意見決定することに決定いたしました。

次に、議第24号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局次長（西村則義君） 議第24号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。

平成23年4月28日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、申請物件が滑石の田389㎡他、計3筆の609㎡。転用目的が宅地拡張でございますけれども、既に住居が建っております。これに関しましては、昭和33年に住宅を建築されたときにはみ出していた部分と、20年以上前から庭とされて、庭として利用されていた部分及び、農業用倉庫が建っている部分の申請でございます。用地区分としましては、住宅の連関する区域に建設する農地ということで、第2種農地と判断しております。

2番、申請物件は、岱明町高道の田の475㎡。転用目的が、倉庫及び駐車場でございます。申請人は親子関係で、配偶者が会社を営まれております。中国より部品を輸入されて販売するという会社だそうです。農地区分としましては、住宅が連関する区域に建設する農地ということで、第2種農地と判断しております。

3番、申請物件が山田の畑、529㎡。転用目的が個人住宅及び倉庫でございます。申請人は祖父と孫の関係です。農地区分としては上下水道管が埋設された道路

沿い、かつ山本下（ヤマモトシタ）より約300m、中学校より400mに所在する農地ということで、第3種農地と判断しております。

4番、申請物件が山田の畑、1,401㎡、他計の2筆の1,735㎡。転用目的が中古車展示販売場及び道路でございます。展示台数が14台、来客用5台分です。農地区分としましては、中山間地域に存在する農地ということで、第2種農地と判断しております。

5番、申請物件が宮原の畑、1,514㎡。転用目的が資材置場でございます。申請人は、河内町で土木業を行っておられますけれども、玉名市水道指定店でもあり、玉名市に資材置場を探しておられて、貸借の話が整ったの申請でございます。申請人は親戚関係です。農地区分としましては、住宅の連関する区域に建設する農地ということで、第2種農地と判断しております。

6番、申請物件が、横島の田260㎡、他計の2筆、362㎡。転用目的が個人住宅でございます。申請人は親子関係で貸借による申請でございます。農地区分としましては、申請地は玉名市役所横島総合支所より約350mに所在する農地ということで、第2種農地と判断しております。

7番、申請物件が横島町の田、161㎡。転用目的は個人住宅です。これは、6番で申請がありました案件と一体のもので、形状的に、この農地は6番の案件の農地と道路の間にあります。6番の面積と合わせますと523㎡とする申請です。農地区分としましては、申請地は玉名市役所横島総合支所より約350mに所在する農地ということで、第2種農地と判断しております。

8番、申請物件が三ツ川の畑、128㎡、他計の2筆、541㎡。転用目的が山砂採取での申請です。農地区分としましては、中山間地域に存在する農地ということで、第2種農地と判断しております。

以上8件、5,926㎡を提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準のすべての土地の項目ごとに適合するか否かを審査いたしました。結果いずれも不都合ないものと判断し、ご提案いたしております。地元農業委員さんと同道の上現地調査を行っておりますので、よろしくご審議お願いします。

議長（寺田誠一君） ありがとうございます。それでは、説明が終わりました。担当委員から順次ご説明いただきます。

1番、担当委員が説明する前に、この件につきましては、始末書が添付されておりますので、事務局から始末書の朗読を行った後に、地元委員からのご説明、ご意見を伺いたいと思います。どうぞ。

事務局（宮田正文君） 1番の案件について始末書朗読

議長（寺田誠一君） それでは、担当委員の方から説明をお願いいたします。

5番（星野 泉君） 申請地は西側は水路、北側は申請人の宅地、南東にも申請人の農地があり、他の農地に迷惑をかけるようなところではありません。事務局の説明どおりです。農地法仔細に記入されておりますが、庭と農業用倉庫ということで、悪質な転用とは思われず、また始末書を提出して反省をしておられますので、許可相当と判断いたしました。

議長（寺田誠一君） 次、2番をお願いします。

2番（東 令佐君） 申請人は親子でございます。申請人の配偶者の方が自営業を営んでおられまして、事業の自動車半導体、元板などの機械加工品、完成品のお客様先納入前の倉庫また駐車場としての申請でございます。進入路は、現在県へ申請中でございます。水は使用しない。雨水は自然排水、近くの農地への被害はないと思われま。

議長（寺田誠一君） 次、3番をお願いします。

3番（西川英文君） 3番と4番を続けて行いたいと思います。

まず、3番でございますけれども、これは以前にもこれは報告しましたけれども、その残りの土地で、周囲が住宅地でございます。上下水道も完備しておりますし、何ら問題ないと判断いたしました。

次、4番です。これも3月の総会で発表した、事を得た土地の隣です。208号線バイパスのところで、今度事務局の説明のとおり、中古車置場ということで、現地を見に行きました。砕石を敷いて、雨水は自然浸透ということで、生活雑排水はすべて出ませんと、何もつくらないということでございますので、許可相当と判断いたしました。

以上です。

議長（寺田誠一君） 次、5番をお願いします。

10番（坂西孝之君） 資材置場になっております。先ほど事務局から説明がありましたように、河内の方ですけれども、水道工事に関しては玉名の指定業者でございます。資材としては山砂、土、水道管等でございます。それと、雨水に関しては、4方にU字溝を設置し、市道に側溝がありますので、そこにつなげるということで、何ら問題はなく、許可相当だと思います。

議長（寺田誠一君） 次、6番、7番、ご説明をお願いします。

28番（松村毅一君） 6番、7番は、申請者が同一者なので続けて説明をいたします。6番は、父から子へ土地を貸すというようなことで、7番は6番に隣接しているとして、申請者が家を建てるのに、進入路に必要なため必要としているものです。造成計画といたしましては、埋立て業者の造成工事のため、コンクリートブロックによる擁壁を設ける。使用改修計画については、給水についてはボーリングを掘り

給水をし、排水については生活雑水、し尿は合併層を設置し排水する。雨水については、雨水枡を設けて排水路に流すとのことで、何ら問題はないので、許可相当と思います。

議長（寺田誠一君） 次、8番お願いします。

16番（河野征史君） 現地は農業振興地域区域外でございます、手前の方は山砂採取で舗装してあり、ちょうど向こう側に山の中腹ぐらいにこの畑があるわけです。その付近はもう檜の木やら竹林やら、いっぱい植わっておりますので、何も問題ないと、許可相当と見たので、お願いします。

議長（寺田誠一君） 担当委員のそれぞれの説明が終わりました。この8件につきまして、ご意見、ご質問、ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

35番（平野和昭君） 今の8番の件ですけれども、2種農地ということで、中山間地というふうに2種農地ということでございましたけれども、山砂採取が6月1日から8月31日と2カ月足らずの期間にとございますが、その採取後は農地として残るわけですか。

16番（河野征史君） 今のところはですね、農地に返していただくというようなところで、さっきどういった申請になるかわかりませんが、今のところはそういったところです。

議長（寺田誠一君） その他に何かご意見ありませんか。

（なしの声）

議長（寺田誠一君） それでは、他にご意見、ご質問、ないようでございますので、採決に移ります。

農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第24号は許可相当と意見決定することに決定いたしました。

次に、議第25号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局次長（西村則義君） 議第25号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により平成23年農用地利用集積計画（案）による利用権の設定等について次のとおり意見決定するものとする。平成23年4月28日、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

別紙、農用地利用集積計画のとおり、玉名市より意見を求められておりまして、

20ページをお願いします。失礼しました。今手元に基盤強化法第18条及び農用地利用集積計画の調査書があると思いますので、参考をお願いいたします。

全体で77件、所有権移転10件、1万8,026㎡、利用権設定59件、22万3,760㎡、利用権転貸8件、4万1,624㎡、計の77件、28万3,409㎡という集積でございます。

(事務局より別紙調査書を個々に説明)

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えてご提案申し上げております。よろしくご審議をお願いします。

議長(寺田誠一君) 事務局からの説明が終わりました。この件について、他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

12番(本田多美子君) 大浜の島村さんにお尋ねしたいんですが、22ページの28番から33番までの所有権移転ですね、県の農業公社がしていますよ。何か特別に事業とか。

7番(島村隆雄君) 圃場整備事業を烏帽子地区でやっています、その絡みでの農業、土地を手放したい方がまとめて農業公社が間に入っている取り引きです。

12番(本田多美子君) わかりました。その後は何か。

7番(島村隆雄君) その後は、また買い手がおりますから。

12番(本田多美子君) ああ、もう決まっとつとですね。ああ、わかりました。ありがとうございました。

それと、事務局の方にいいですか。このこがんよか資料をですね、このときでなくて、この一緒にはでけんとですか、やっぱり、忙しかつですか。一緒に。

事務局次長(西村則義君) 忙しいとかどうのこうの問題ではなくてですね、本来ならそうすべきだろうと思います。ただ、切手代がすごくかかりますのでですね。

12番(本田多美子君) ああ、そうですか。これと一緒に見てから、先にさせてもらって、今、これを見ながら、これを見ても大変かなとは思ったんですけども、切手代で大変なんですね。

事務局次長(西村則義君) はい、そういうことでございましたら、今後。

12番(本田多美子君) いいえ、わかりました。切手代がもったいないから。

17番(取本一則君) 今、農業公社が入っていたでしょう。だけん、農業公社がそうすると、何が良かけんがそうするのかというのが、事務局です。教えていただけませんか。農業公社が入った方が何か利点があるから頼んどると。

事務局次長(西村則義君) 基盤強化法での所有権移転ですけども、公社が入っても公社が入らなくても、登記は一緒です。うちの方でそういった登記自体はできます。

ただ、抵当権とか、そういったのが入ったらですね、やっぱり公社を通した方が、公社の方できれいにしていただきますので、そういった交渉もしていただきますので、所有者、購入者、安心なことはあるかと思います。そういったところですけど。

17番(取本一則君) こういうのは、公社がすぐ引き受けるんですか。

事務局次長(西村則義君) 公社がすぐ引き受ける、引き受けない物件もあります。すぐということではないです。

17番(取本一則君) これはやっぱり、圃場整備絡みで公社にお願いをしたということですかね。

事務局次長(西村則義君) そうということです。

7番(島村隆雄君) 個人的に、あの人なら売りたいとか、そういったところはまあ、そういうところがきっとあるだろうけん。

17番(取本一則君) 抵当権設定の解除なんかも公社でやってくれるわけですかね。

事務局次長(西村則義君) そういった交渉も、同じ席について、そういった交渉もしていただけます。

議長(寺田誠一君) はい、どうぞ。

36番(藤川賢一君) 先行き、畑をすいておるとですたいね、土地を買おうかなと思うばってん、金がちょっと足らんとかいろいろそれがわからん場合は、公社に頼んで、この前1回説明しなはったごと、やっぱり金は持たんばってん、あの畑は欲しかつたいなあというとはございますですけど、隣接とか、そぎゃんあつたらいいですね。そして、農業委員さんたちに頼むとか会長とかに頼むと、隣接とかいうときはするばってん、金が今ちょっと、つてがないとか、いろいろあるときは委員さんに頼んで、一応公社で買い上げて。それで、ああいうやり方も市に頼んだっちゃできることすたいね、公社に。農業委員の事務局に頼んで、あっちに頼んだがよかつか。事務局、聞いてください。公社の方に言ったがよかかどがんですか、事務局は。

事務局次長(西村則義君) 事務局は農業委員会がありますので、よければ私たちの方から話をしますけど。公社か個人さんからそういった話を受けて、直接受けてくれるかどうかということは、ちょっと私もわかりませんが。今の件はですね、公社が購入して、公社が貸し付けるという制度があります。ちょっと言うたら、落ち着いたら、その期間待ってくれというようなところはまだ聞いたことがありません。聞いたことはないです。

その件に関しては、また確認してから連絡したいと思います。

議長(寺田誠一君) 他にございませんか。

(はいの声)

議長(寺田誠一君) それでは、他にご意見、ご質問ないようでございますので、採決に移ります。

農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(はいの声)

議長(寺田誠一君) 異議がないものと認め、議第25号は意見決定することに決定いたしました。

- - - - -

5. 報告

議長(寺田誠一君) 次に、報告10号から12号まで事務局の説明を求めます。

事務局次長(西村則義君) 報告第10号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定により合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理しましたので報告します。平成23年4月28日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、親子関係で、貸人が大浜、借人が横島在住で、労力不足による期間借地の解約です。

他に、34件の解約を受理しております。

続きまして、報告第11号です。農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成23年4月28日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

2件の届を受理しております。2件とも田を盛土して畑として利用するという届出でございます。

それから、報告第12号、許可書返納届について。下記のとおり、許可書返納届を受理したので報告します。平成23年4月28日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1件の届出を受理しております。これに関しては、平成10年に5条の許可を得て、福岡県から地元熊本県に帰って暮らすということを考えて、妹の夫から土地を譲っていただき、住居を建設する計画を持っておられましたけれども、このごろは福岡県で暮らすことになったなどの理由で熊本に帰って家を建てる計画がなくなったので、返納するという届出でございます。

以上です。

- - - - -

6. 閉会

議長（寺田誠一君） それでは、一応予定しておりました議案もすべて終了いたしました。皆さん方のご協力ありがとうございました。慎重なるご審議、まことにありがとうございました。

これをもちまして、農業委員会総会を閉会します。

閉 会 午後 3 時 0 3 分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成23年4月28日

玉名市農業委員会会長 寺田 誠一

農 業 委 員 坂西 孝之

農 業 委 員 嶋田 清人